

令和6年能登半島地震により被災された皆様へ

このたびの令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆様に心からお見舞いを申し上げます。

共済組合の各種事業における災害被害に係る取扱いについてお知らせします。

1 短期給付事業

(1) 医療機関で提示する「組合員証(保険証)」の取扱い

被災により組合員証及び組合員被扶養者証(以下「組合員証等」)を紛失又は住居等に残したまま避難したために、現在お手元がない場合について、次のような対応を行っています。

① 組合員証等がない場合の医療機関等での受診

被災により、組合員証等を提示できない場合、「氏名」「生年月日」「連絡先(電話番号等)」「組合員の勤務先の名称」などを申し出ることによって医療機関等を受診することができます。

※ 詳しくは、受診する医療機関等でご確認ください。

② 組合員証等の再発行

被災により組合員証等を紛失した場合は、勤務先の市町村等の共済組合担当課で再交付申請を行ってください。なお、勤務先への再交付申請が困難な場合には、直接共済組合へご連絡ください。

(2) 災害見舞金の給付について

組合員が非常災害(盗難は除く)によって住居や家財に損害が生じたときは、その損害の程度に応じて、「災害見舞金」が給付されます。また一定以上の損害には災害見舞品費が支給されることがあります。

「災害見舞金」の支給条件や給付額については、共済組合ホームページをご覧ください。

※ <http://www.toyama-ctvkyo.or.jp/> 短期給付→災害給付→災害見舞金

また、支給申請の手続きなど詳細については、勤務先の市町村等の共済組合担当課にお問い合わせください。

2 貯金事業

共済貯金に加入されている方が届出印鑑を紛失された場合には、勤務先の市町村等の共済組合担当課を通じて「届出印鑑変更届出書」により新たな届出印を届け出てください。

3 貸付事業

(1) 組合員の被災に伴う臨時の支出に対して、その資金を貸付けています。

①	災害により家財等に損害を受け資金を必要とするとき	災害家財貸付
②	災害により住宅に損害を受け資金を必要とするとき	災害住宅貸付
③	現に住宅貸付又は災害住宅貸付を受けている方が、災害により住宅に損害を受け資金を必要とするとき	災害再貸付

(2) 貸付を利用しようとするときは、貸付種類に応じて必要書類を添付のうえ、「貸付申込書」を毎月末日までに勤務先の市町村等の共済組合担当課を経由して共済組合に提出してください。貸付金は、申込月の翌月の末日に申込者指定の給付金等受取口座へ送金します。

(3) 貸付限度額、貸付金額の単位、利率、償還方法については、共済組合ホームページをご覧ください。 [福祉事業](#)→[貸付事業](#)→貸付の種類 [災害貸付](#)

※ 災害貸付については、政令で指定された激甚災害による損害を受けた場合は、償還期間外において3年以内の据置期間を置くことができます。